

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十四年政令第二百十九号） 新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）	1
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成十九年政令第百九十四号）	5
○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）	6
○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	9
○中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）	11
○産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）	14
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十二号）	16
○金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）	18
○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）	21

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令 第一条～第三条（略） （特定独立行政法人等の範囲） 第四条 法第二条第九項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一・二（略） 第五条～第七条（略） （経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険料率） 第八条 法第十三条第八項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令 第一条～第三条（略） （特定独立行政法人等の範囲） 第四条 法第二条第八項の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一・二（略） 第五条～第七条（略） （経営革新関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険料率） 第八条 法第十三条第六項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・

一五パーセント)、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

(削る)

(削る)

(中核的支援機関の支援事業)

第九条 法第二十九条第一項の政令で定める支援事業は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

(権限の委任)

第十条 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項の規定による行政庁の権限(経済産業大臣に属するものに限る。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

2 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十七条第一

一五パーセント)、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

(特定業種)

第九条 法第十六条第一項の特定業種は、次のとおりとする。

- 一 清酒製造業
- 二 電気めつき業(表面処理鋼材製造業を除く。)
- 三 船舶(総トン数が一万トン以上のものを除く。)、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業
- 四 酒類卸売業

(経営基盤強化計画の申請期間)

第十条 法第十六条第一項の政令で定める期間は、一年とする。

(中核的支援機関の支援事業)

第十一条 法第二十六条第一項の政令で定める支援事業は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

(権限の委任)

第十二条 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限(経済産業大臣に属するものに限る。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一・二 (略)

2 法第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第三十四条第一

項並びに第三十八条第一項の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇六（略）

七 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

八〇十（略）

第十一条 法第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十七条第二項及び第三十八条第一項（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。次項において同じ。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、当該異分野連携新事業分野開拓計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇三（略）

項並びに第三十五条の規定による行政庁の権限（都道府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇六（略）

七 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするもの及び北海道の区域内に主たる事務所を有するものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

八〇十（略）

第十三条 法第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十四条第二項及び第三十五条（認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。次項において同じ。）の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、当該異分野連携新事業分野開拓計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第三十四条第二項及び第三十五条の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一〇三（略）

四 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

五 (略)

第十二条 法第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条、第十九条並びに第三十八条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、認定経営革新等支援機関（法第十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第四十条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限（認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官の指定するものに関するものを除く。）は、認定経営革新等支援機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（福岡財務支局の管轄する区域にあつては、福岡財務支局長）に委任されるものとする。

四 中小企業者が共同で作成した異分野連携新事業分野開拓計画であつて当該異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

五 (略)

(新設)

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成十九年政令第百九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令 第一条 （略） （保険料率） 第二条 法第八條第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては○・四一パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、○・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては○・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては○・二九パーセントとする。	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令 第一条 （略） （保険料率） 第二条 法第八條第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては○・四一パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、○・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては○・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては○・二九パーセントとする。

○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令 第一条 （略） （農商工等連携事業関連保証に係る保険料率） 第二条 法第八条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令 第一条 （略） （農商工等連携事業関連保証に係る保険料率） 第二条 法第八条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

(林業・木材産業改善資金の特例の償還期間及び据置期間)

第三条 法第十三条第二項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2 法第十三条第三項の政令で定める期間は、五年以内とする。

3 法第十三条第二項に規定する資金に係る都道府県貸付金(林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和五十一年政令第百三十一号)第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。)についての同令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「四年」とあるのは、「六年」とする。

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第四条 法第十四条第一項の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金は、同表の上欄に掲げる資金ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(林業・木材産業改善資金の特例の償還期間及び据置期間)

第三条 法第十二条第二項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2 法第十二条第三項の政令で定める期間は、五年以内とする。

3 法第十二条第二項に規定する資金に係る都道府県貸付金(林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和五十一年政令第百三十一号)第七条第一項に規定する都道府県貸付金をいう。)についての同令第七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「四年」とあるのは、「六年」とする。

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第四条 法第十三条第一項の政令で定める資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金は、同表の上欄に掲げる資金ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 法第十四条第二項の政令で定める種類の資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る同項の政令で定める期間及び同条第三項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 法第十三条第二項の政令で定める種類の資金は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る同項の政令で定める期間及び同条第三項の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

改正案	現行
（法第七十三条の四第一項第二十一号の不動産等） 第三十七条の五（略） 2（略） 3 法第七十三条の四第一項第二十一号に規定する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項第一号に規定する業務で政令で定めるものは、同項に規定する特定高度技術産学連携地域において同号に規定する工場又は同号に規定する事業場の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行う業務とする。 （削る） （法第七百一条の三十四第三項第十八号の事業等） 第五十六条の三十四 法第七百一条の三十四第三項第十八号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第	（法第七十三条の四第一項第二十一号の不動産等） 第三十七条の五（略） 2（略） 3 法第七十三条の四第一項第二十一号に規定する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項第一号に規定する業務で政令で定めるものは、同項に規定する特定高度技術産学連携地域において同号に規定する工場若しくは同号に規定する事業場の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行う業務とする。 （法第七百一条の三十四第三項第十八号の施設） 第五十六条の三十四 法第七百一条の三十四第三項第十八号に規定する施設で政令で定めるものは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者又は同法第十六条第一項に規定する特定組合等で同法第十七条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて同法第十六条第一項に規定する経営基盤強化事業を実施するものが当該経営基盤強化事業の用に供する施設とする。 （法第七百一条の三十四第三項第十九号の事業等） 第五十六条の三十五 法第七百一条の三十四第三項第十九号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第

三号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業（総務省令で定めるものを除く。）とする。

2 法第七百一条の三十四第三項第十八号に規定する政令で定める事業は、前項に規定する事業（以下この項において「連携集積活性化事業」という。）により同号に規定する資金の貸付けを受けて設置された施設を当該連携集積活性化事業の趣旨に沿って利用して行う事業とする。

3 法第七百一条の三十四第三項第十八号に規定する政令で定める施設は、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備で、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二条第一項に規定する中小企業者が行う第一項又は前項に規定する事業の用に供するものとする。

（法第七百一条の三十四第三項第十九号イ及びロの施設）

第五十六条の三十五 法第七百一条の三十四第三項第十九号イ及びロに規定する政令で定める施設は、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備とする。

三号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業（総務省令で定めるものを除く。）とする。

2 法第七百一条の三十四第三項第十九号に規定する政令で定める事業は、前項に規定する事業（以下この項において「連携集積活性化事業」という。）により同号に規定する資金の貸付けを受けて設置された施設を当該連携集積活性化事業の趣旨に沿って利用して行う事業とする。

3 法第七百一条の三十四第三項第十九号に規定する政令で定める施設は、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備で、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二条第一項に規定する中小企業者が行う第一項又は前項に規定する事業の用に供するものとする。

（法第七百一条の三十四第三項第十九号のニイ及びロの施設）

第五十六条の三十五の二 法第七百一条の三十四第三項第十九号のニイ及びロに規定する政令で定める施設は、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備とする。

改正案	現行
（保険料率） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条の規定に係る債務の保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十条の規定に係る債務の保証、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第六項の規定に係る債務の保証及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八	（保険料率） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条の規定に係る債務の保証、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・九七パーセント（手形割引特殊保証及

条第四項の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・九七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連無担保保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十六条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険額の合計額が七千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・六パーセントとする。

6 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十六条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人（特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険額の合計額が二千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動

び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連無担保保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十三条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険額の合計額が七千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・六パーセントとする。

6 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十三条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人（特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険額の合計額が二千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動

関連特別無担保保証に係るものを除く。) についての保険料率は、一パーセントとする。

関連特別無担保保証に係るものを除く。) についての保険料率は、一パーセントとする。

改 正 案	現 行
（産業技術力の強化を図るため特に必要な者） 第六条 法第十八条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一（三）（略） 四 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）<u>第二条第十項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）</u>である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者 五（略） 六 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第八項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者	（産業技術力の強化を図るため特に必要な者） 第六条 法第十八条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一（三）（略） 四 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）<u>第二条第九項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）</u>である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者 五（略） 六 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業

[

-

]

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の特例） 第十四条（略） 2・3（略） 4 法第百二十二条第二項の規定により中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十三条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第二項中「五年」とあるのは「八年」とする。 5（略） 6 法第百二十二条第三項の規定により中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十四条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令第四条第二項の規定の適用については、同項の表中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。	（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の特例） 第十四条（略） 2・3（略） 4 法第百二十二条第二項の規定により中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十二条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第二項中「五年」とあるのは「八年」とする。 5（略） 6 法第百二十二条第三項の規定により中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十三条第二項及び第三項の規定を読み替えて適用する場合における中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令第四条第二項の規定の適用については、同項の表中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十二年」とあるのは「十五年」とする。

[

-

]

改 正 案	現 行
（総務企画局の所掌事務） 第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十八 （略） 2 前項の場合において、同項第二十二号及び第三十一号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第二十四号に掲げる事務については国際政策統括官の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については検査局、監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十七号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第三十号及び第三十五号から第三十九号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四十号及び第四十三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四十二号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。 （監督局の所掌事務） 第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 次に掲げる者の監督に関すること。 イ マ （略） ケ 認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の	（総務企画局の所掌事務） 第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十八 （略） 2 前項の場合において、同項第二十四号に掲げる事務については国際政策統括官の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については検査局、監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十七号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第三十号及び第三十五号から第三十九号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第四十号及び第四十三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四十二号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。 （監督局の所掌事務） 第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 次に掲げる者の監督に関すること。 イ マ （略） （新設）

促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第
二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条
第一項第六号カにおいて同じ。）

二〇十三 （略）

2 （略）

（政策課の所掌事務）

第十条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十七 （略）

2 前項の場合において、同項第八号に掲げる事務については監
督局の所掌に属するものを、同項第十五号に掲げる事務につ
いては証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌
に属するものを除くものとする。

（総務課の所掌事務）

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 （略）

六 次に掲げる者の監督に関すること。

イ〇ワ （略）

カ 認定経営革新等支援機関

ヨ〇ツ （略）

七〇十四 （略）

2 前項の場合において、同項第六号イからへまで、リからワま
で及びヨからツまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項
第七号及び第十三号に掲げる事務については検査局の所掌に属
するものを、同項第六号チに掲げる者の監督に関する事務につ

二〇十三 （略）

2 （略）

（政策課の所掌事務）

第十条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十七 （略）

2 前項の場合において、同項第十五号に掲げる事務については
、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に
属するものを除くものとする。

（総務課の所掌事務）

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 （略）

六 次に掲げる者の監督に関すること。

イ〇ワ （略）

（新設）

カ〇ソ （略）

七〇十四 （略）

2 前項の場合において、同項第六号イからへまで及びリからソ
までに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及び第十
三号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同
項第六号チに掲げる者の監督に関する事務については検査局及

いては検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号ソに掲げる者を除くものとする。

イ、ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(保険課の所掌事務)

第二十二條 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便保険会社を、ロにあつては日本郵政株式会社を、ホにあつては第十九条第一項第六号ツに掲げる者を除くものとする。

イ、ト (略)

二、六 (略)

2 (略)

。び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号レに掲げる者を除くものとする。

イ、ホ (略)

二 (略)

2 (略)

(保険課の所掌事務)

第二十二條 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便保険会社を、ロにあつては日本郵政株式会社を、ホにあつては第十九条第一項第六号ソに掲げる者を除くものとする。

イ、ト (略)

二、六 (略)

2 (略)

改 正 案	現 行
（新事業促進課の所掌事務） 第百六十条 新事業促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に關すること（経済産業政策局、商務情報政策局、経営支援課及び創業・技術課の所掌に属するものを除く。）。	（新事業促進課の所掌事務） 第百六十条 新事業促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に關すること（経済産業政策局、商務情報政策局及び創業・技術課の所掌に属するものを除く。）。